

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和2年12月23日

水曜日

第4729号

目次

規則	
○富山県会計規則の一部を改正する規則	1
告示	
○土地区画整理組合の解散認可	
○森林病虫害等の駆除命令	2
○伐採木等の移動制限命令	3

~~~~~

### 規則

~~~~~

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年12月23日

富山県知事 新田 八朗

富山県規則第67号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第7中「株式会社第四銀行」を「株式会社第四北越銀行」に改める。

附則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（出納課）

~~~~~

### 告示

~~~~~

富山県告示第509号

土地区画整理組合の解散認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、高岡市志

貴野土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定によりその旨を公告する。

令和2年12月23日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第510号

森林病虫害等の駆除命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

令和3年1月13日から令和3年3月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮したうえ、松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫を早期に、かつ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止するため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置を実施するに当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を1の(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、当該

措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。

ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する富山県農林振興センター所長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、3に掲げる措置が行われたかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、当該損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

富山県告示第511号

伐採木等の移動制限命令について

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第5号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 区域及び期間

(1) 区域

砺波市に存する高度公益機能森林の区域

(2) 期間

令和3年1月13日から令和3年3月20日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木（伐採された樹木
その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）
をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動してはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫のまん延を防止するため